



つくる・つなぐ・つたえる

おおくままちづくり公社

町内不動産物件の取引に関する 事前準備セミナー

令和4年7月9日(土)

一般社団法人 おおくままちづくり公社

セミナーの内容①



- ①大熊町における土地の価格について
 - － 1 震災前後の土地取引件数と価格の動き
 - － 2 土地の価格の考え方について

- ②不動産を売却する際に気をつけたいこと
 - － 1 不動産に係る税について
 - － 2 境界について
 - － 3 農地について
 - － 4 上下水道について
 - － 5 告知事項について

セミナーの内容②



③登記について

- － 1 土地・建物の登記の必要性
- － 2 農地の登記
- － 3 震災後の借地の考え方

④双葉郡における不動産取引の現状

- － 1 取引事例の紹介、傾向の確認、予想

⑤各不動産会社よりの今後の取組みについて

- － ニーズエステート
- － 東双不動産管理

①大熊町における土地の価格について



～震災前後の土地取引件数と価格の動き～

震災前3年の取引件数と直近3年の取引件数推移						
年度	2008	2009	2010	2019	2020	2021
宅地	10	14	12	1	3	4
土地付建物	10	2	6	0	7	10
農地（転用）	9	2	4	1	2	2
農地	0	0	3	1	3	0
林地（宅地見込）	1	0	0	0	1	0
林地	1	1	1	0	0	0
合計	31	19	26	3	16	16

出典：国土交通省土地情報総合システムより三瓶作成

- ・ 2020年は震災以前の取引件数に近づいてきている。
 - ・ 2021年は土地付建物の取引件数が震災以前に並んだ。
- 今後も取引件数が増加する傾向。
※町による収用の件数も入っている可能性がある。

①大熊町における土地の価格について



～震災前後の土地取引件数と価格の動き～

震災前3年の価格帯と直近3年の価格帯			
年度	2008	2009	2010
宅地	310,000円～20,000,000円	260,000円～57,000,000円	410,000円～32,000,000円
土地付建物	200,000円～21,000,000円	3,100,000円～12,000,000円	340,000円～17,000,000円
農地（転用）	4,000,000円～9,000,000円	8,200,000円～8,500,000円	1,200,000円～8,000,000円
農地	0	0	710,000円～800,000円
林地（宅地見込）	23,000,000円	0	0
林地	2,000,000円	700,000円	190,000円
年度	2019	2020	2021
宅地	12,000,000円	2,300,000円～28,000,000円	4,000,000円～61,000,000円
土地付建物	0	2,100,000円～50,000,000円	3,200,000円～54,000,000円
農地（転用）	3,500,000円	4,100,000円～150,000,000円	3,700,000円～27,000,000円
農地	190,000円	0	0
林地（宅地見込）	0	160,000,000円	0
林地	0	4,400,000円	0

出典：国土交通省土地情報総合システムより三瓶作成

・価格帯を見ると、それぞれ大きさの大小は区別しない場合、価格が著しく低価格なものは震災後見受けられない。復興需要や町の収用によって取引が行われている様子。

→震災後の「価格の考え方・決め方」はどう考えればよいのか？

①大熊町における土地の価格について



～土地の価格の考え方について～

・土地の価格を決める「一物四価」の考え方

①固定資産評価（町の評価）

→町内の一部地域は評価がない場合もある。

②倍率評価（国税庁の評価）

→固定資産評価に一定の「倍率」を乗じる。

③公示価格（国・県の評価）

→令和4年は実施なし。

④実勢価格（相場）

→価格を決める際は、**実勢価格を確認しましょう。**

（売買・賃貸共通）※各不動産業者にお問い合わせください。

②不動産を売却する際に気をつけたいこと



～不動産に係る税について～

- ・固定資産税について（市町村税）

→固定資産評価に一定の割合を乗じ、所有者に課税。町内の一部区域は非課税扱いだが、順次課税されていく予定。

- ・譲渡所得税について（所得税・住民税）

→売却した際に、取得したときにかかった費用より高く売れた場合に課税されるもの。

- ・印紙税について（国税）

→売買・賃貸の契約をする際に、書面に貼付して納税するもの。

- ・不動産取得税について（買主側の視点、県税）

→不動産を取得した方に課税される。

- ・登録免許税について（買主側の視点、国税）

→不動産を「登記」する際に課税。

～重要なポイント～
税金の詳細な額や今後の税制については、役場、お近くの税理士や司法書士に確認しましょう。

②不動産を売却する際に気をつけたいこと



～境界について～

- ・境界とは？（鋸、プラスチック、コンクリート、プレート、刻みなど）



引用：土地家屋調査士三枝剛一郎事務所
<http://www.sasv.co.jp/tkcho/etc02.html>

引用：みさと不動産プラス
<https://misato-fp.co.jp/contents/1544>



②不動産を売却する際に気をつけたいこと



～境界について～



・公図について

「公図」とは、法務局で管理されている図面で、明治時代に租税徴収の目的で作成されたものを起源とする図面。「地図に準ずる図面」と記載される。

・14条地図について

土地の面積や距離、形状、位置について正確性が高く、境界を一定の誤差の範囲内で復元可能な図面。国土調査により作成されたものも多く、大熊町では14条地図になっている土地も比較的多い。

図次	所在	唐津市	地番	
出力	1/500	精度	甲二	原簿系番号文は記号
作成年月日	平成5年2月	備考	付年月日(原簿)	平成6年9月12日
備考		備考		

②不動産を売却する際に気をつけたいこと



～境界について～

- ・境界を明確にするのはだれ？

→土地を売買や賃貸借する際に、土地の境界を明確にすることは、「基本的には所有者が行うこと」が慣例となっています。

なぜなら、土地の経過や隣地との経過など、所有者に情報が蓄積されており、買主や借主が単独で自ら行うことが難しいためです。

また、境界を明確にするためには、一般に「土地家屋調査士」に依頼することが多いです。

- ・費用はどのくらい？

→一般的な100坪程度の住宅地（境界点4点程、公道に面す）で300,000円～400,000円程です。詳細は土地により異なるため、お見積りとなります。

②不動産を売却する際に気をつけたいこと



～農地について～

- ・売買するには許可が必要（3条・5条）

→農地には、田・畑があり、これを売却するためには、農地法の許可が必要です。※詳細は農業委員会と協議。

- ・農地転用できない農地（農地の種別と農業振興地域）

→次ページ参照。

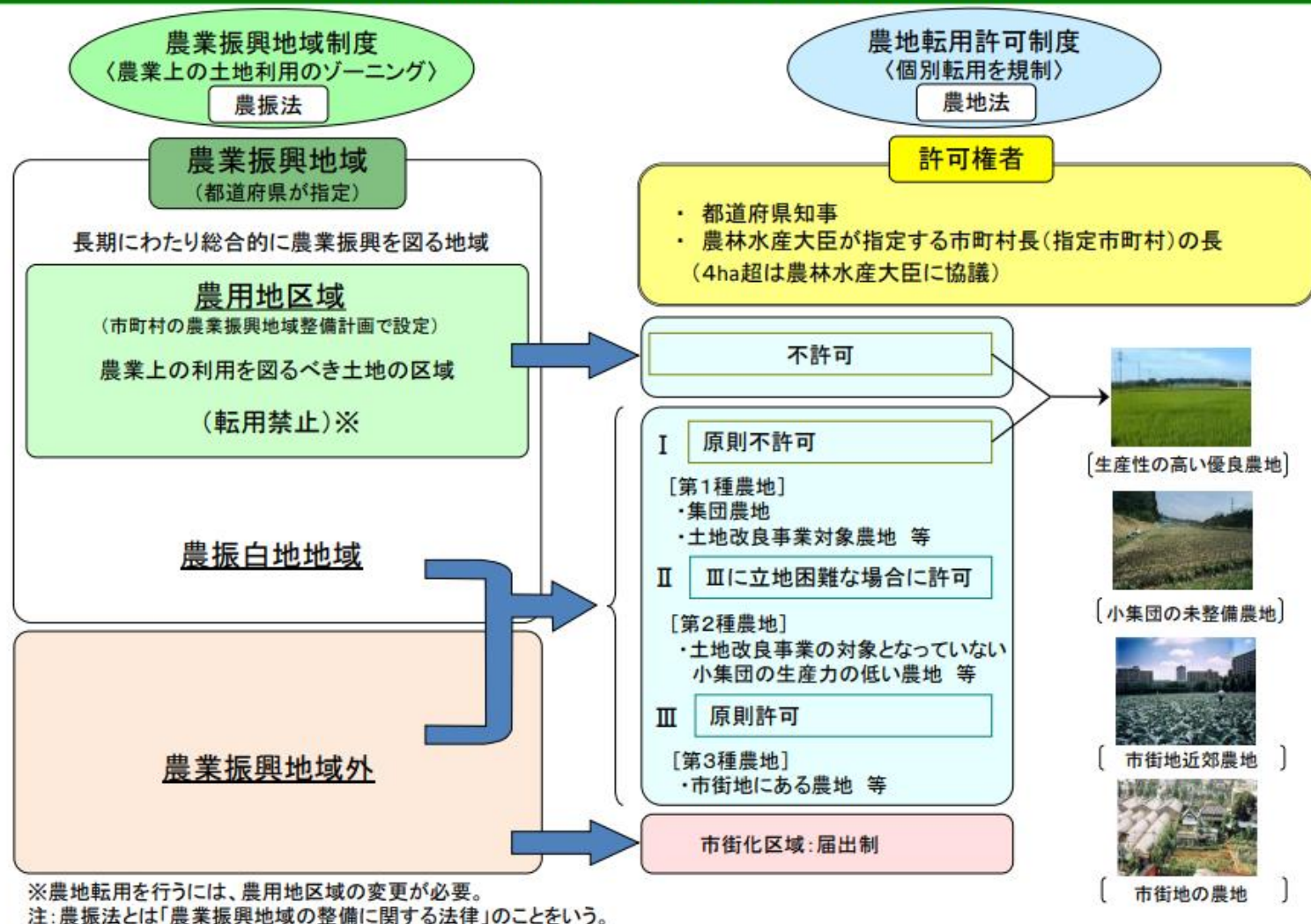
- ・営農できない農地もあります（特定復興拠点外）

→町の農業計画の確認の必要性あり。

②不動産を売却する際に気をつけたいこと



農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



出典: 農林水産省

https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/nouchi_tenyo.html

②不動産を売却する際に気をつけたいこと



～上下水道について～

- ・上水道はどのように入っていますか？

→双葉地方水道企業団にて確認できます。

- ・下水道はどのように入っていますか？

→大熊町役場 復興事業課にて確認できます。

- ・浄化槽は浄化槽業者へ点検を。

→大熊町役場 復興事業課・環境対策課にて確認ができます。

②不動産を売却する際に気をつけたいこと



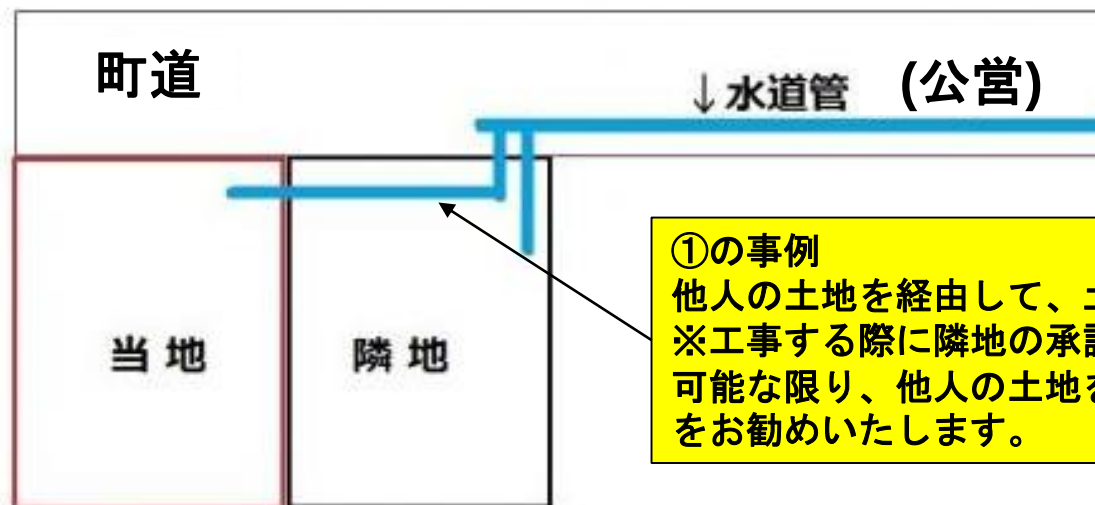
～上下水道について～

- ・上下水道のトラブルについて

①以前、大きな区画の土地で、後から分譲や分割（分筆）した際に、給水管が他人の土地を通して引き込みがある場合があります、トラブルの原因になります。

②他人の敷地（私道）を通して給水管を土地に引き込んでいる場合、工事の際に私道の所有者に承諾などを求める必要があります。

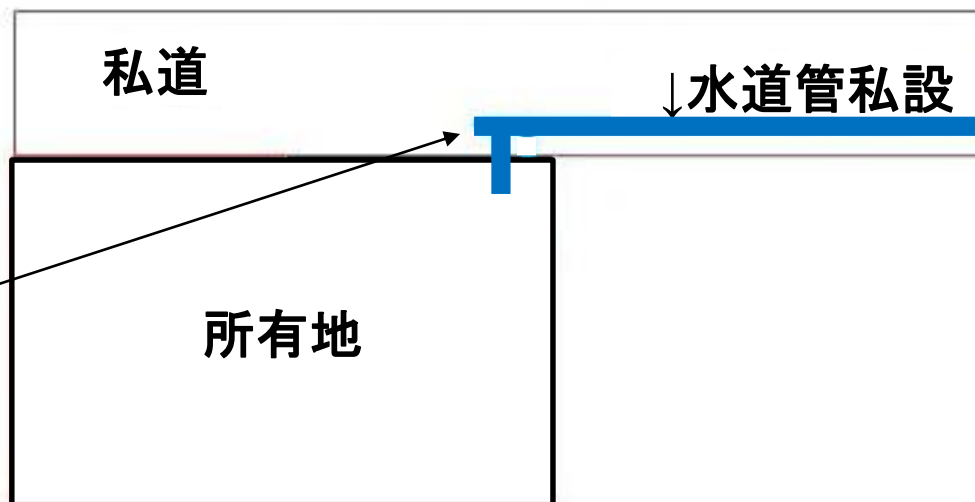
②不動産を売却する際に気をつけたいこと



①の事例

他人の土地を経由して、土地に引込がある場合
※工事する際に隣地の承諾が必要になる場合があります。
可能な限り、他人の土地を経由しないで、引込直すこと
をお勧めいたします。

②の事例
他人の道（私道）を経由して、土地に引
込がある場合
※原則工事及び通行する際に隣地の承諾
が必要になります。水道管の利用条件な
ども取り交わしがあるか確認が必要です。



②不動産を売却する際に気をつけたいこと



～告知事項について～

- ・事件、事故が過去にあったかどうか。

→購入する方や借りる方が、「知っていれば契約をしなかった」といったことが内容にネガティブな情報があれば告知をする必要があります。

- ・井戸や地中に埋設物はあるかどうか。

→井戸や埋設物などは、購入する方、借りる方の負担で撤去しなければいけなくなるなど、そういったことが内容に土地にあるもので見えるもの・見えないものを正確に告知する必要があります。

- ・境界線の問題があるかどうか。

→前出の項目ですが、購入した後、借りた後に境界線がトラブルとなって揉めるケースは非常に多いです。取引の前には、事前に境界に関しての情報を告知する必要があります。

③登記について



～土地・建物の登記の必要性～

- ・名義によっては売却できないことがあります。
→ex)相続登記を終わっていない、他の人と共有名義等
- ・相続登記が終わっていない不動産は相続登記を。
- ・未登記建物の登記必要性
→未登記建物は所有権が不明確です。売買の際に登記が求められること（金融機関に融資を依頼する場合）があります。
- ・登記が必要な建物とは。
→土地に固着し、屋根壁（天井高1.5m以上、3方向以上）があり、用途をもったある程度強固な建物

③登記について



■ 定着性がない事例

コンクリートブロックの上に置いただけの建物は、定着性があるとはいえず登記できません。



■ 外気分断性がない事例

1方向にしか壁が無い為、登記できません。しかし3方向に壁がある車庫、納屋等は登記しなければなりません。



■ ロフトなど

天井高が1.5m未満の場合は登記できません。しかし、1.5m以上の天井高がある場合は登記可能で、ロフトを階数に数え、建物全体の階数も増えます。



■ ビニールハウスなど

基礎、柱等がしっかり固定しているものでも、壁がビニールなど簡易的なものである場合、登記できません。



～重要なポイント～
登記が必要な建物かどうかは、お近くの土地家屋調査士や司法書士に確認しましょう。

出典：福岡相続サポートセンター
<https://www.e-souzok.com/>

③登記について



～農地の登記について～

- ・農地の相続や名義について

→農地も他の土地同様、原則売却・賃貸するにあたって、名義を現在の所有者と同一にする必要があります。

- ・農地転用後に地目変更が終わっていない農地は変更を。

→稀に、農地転用許可を受けて売買が終わっているが、「地目の変更※農地→農地以外」にしていないケースがあります。この状態では売買ができませんので、お近くの土地家屋調査士・行政書士に確認をしましょう。

③登記について



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成16年11月25日	不動産番号	0113000090742
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	杉並区荻窪一丁目			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
	田	332	:	625番3から分筆 〔昭和41年11月15日〕	
余白	宅地	332	: 41	②③昭和42年2月9日地目変更 〔昭和42年2月13日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年11月25日	

※農地転用許可は取っていたが、地目変更を行わなかった場合、すぐには売買ができない。
この場合は、土地家屋調査士・行政書士に相談しましょう。

③登記について



～震災後の借地の考え方～

①借地契約の内容を確認しましょう。

※地代は震災後の入金や土地上の建物や構造物の撤去について等

②借主の連絡先、間に入った不動産会社の確認をしましょう。

③互いの今後の意向について確認しあいましょう。

④今後の意向について書面を交わしましょう。

※解約なら解約合意書、継続なら再契約書となります。

③登記について



土地賃貸借契約合意解約書

貸主 ○○○○（以下「甲」という。）と、借主 ○○○○（以下「乙」という。）は、甲所有の土地（以下「本件土地」という。）につき甲乙間で締結した土地賃貸借契約（以下「本契約」という。）において、以下のように合意したので、これを証するために、本合意書2通を作成して記名押印の上、各自1通保持する。

（合意解約）

第1条 甲及び乙は、本件土地に関する本契約を、本日付で双方合意の上解約する。

（土地明渡し）

第2条 甲は、乙に対し、令和○年○月○日までは、本件土地の明渡しを猶予する。

- 2 乙は、甲に対し、前項に定める期日までに、甲所有の本件土地から附属物と残置物を収去し、本件土地を明渡し。尚、大熊町内の家屋の解体工事の進捗状況によっては、本件土地の明渡しの時期を甲乙間の協議によるものとする。
- 3 本件建物の収去及び本件土地の明渡しに要する費用は、乙が負担するものとする。

（残置物の処分）

第3条 本件土地の明渡し後において、本件土地に乙所有の物が残置されていた場合、乙はその所有権を放棄し、甲が、乙の負担でこれを任意に処分できるものとする。

年 月 日

住所

貸主

住所

借主

～重要なポイント～

天災地変のよって契約の継続が困難な地域であったため、契約自体は終了になっているケースが殆どですが、相手方ときちんと連絡を取り合い、左記のような書面を交わすようにしましょう。

借地の権利が設定されている土地の登記変更については、お近くの司法書士に確認しましょう。

④双葉郡における不動産取引の現状



～取引事例の紹介、傾向の確認、予想～

・浪江の事例（売買）

①帰還困難区域解除後すぐの頃は震災前の価格相場の約30%～40%で売買されていました。最近では取引事例が豊富になってきており、震災前の約70%～80%程になっている地域もあります。

②町の政策に併せて土地価格が回復していく傾向があり、大熊町も今後の社会状況に左右される部分が大きいと思われます。

③中古戸建物件の需要や帰還者の新築需要は一定程度あるため、2008年新築の建物が1,600万円で売買された事例もありました。

④建物については、需要が予想されるため、状態を確認し、屋内片付けサポートなど活用しながら整理していき、住宅や事務所として売却する選択肢もあるかと思います。

④双葉郡における不動産取引の現状



～取引事例の紹介、傾向の確認、予想～

・ 浪江の事例（賃貸）

①帰還困難区域解除後すぐの頃は、復興のためのゼネコン、下請企業のアパートや戸建の宿舎需要が高かったです。

②徐々に帰還者や町内の参入事業者、誘致企業の従業員宿舎などの利用が増加していきました。

③土地については、解体が進み、事業者が参入するテナント物件が非常に少なかった（現在も少ない）ため、土地を借りて、プレハブを設置したり、駐車場や資材置き場として賃借するケースが多かったです。

④主に、復興事業のための用途で土地・建物が活用されるケースが多いため、先ずは土地・建物の状況を把握・整理して、活用に向けて準備することで、借り手を探しやすくなることが予想されます。

⑤各不動産会社よりの今後の取組みについて



ニーズエステートの今後の取組み

- 個人・法人の土地・建物所有者の方々に、現状と今後の意向を伺い、不動産活用の選択肢をお持ちの方々に目安としての「価格相場」をお伝えしていきたいと考えています。
- 町内不動産の流通を促進するために、情報を可能な限り早く、関係各所、お客様に伝達できればと考えています。
- 以前アパート運用を行っていたお客様には、大熊町の賃貸住宅改修工事の補助金をご案内し、賃貸住宅の確保・普及を促進したいと考えています。
- 帰還者・移住者向けの賃貸住宅（新築戸建）のオーナーを募集します。建物詳細については、別紙「株式会社ニーズがつくる新築戸建チラシ」をご参照ください。

⑤各不動産会社よりの今後の取組みについて



〜ここでつくると〜
世界に
ひとつだけの
家

株式会社ニーズがつくる、平屋新築戸建。

浪江町
牛渡字大添
新築戸建

完成見学会

完成見学会
アンケートご回答のお願い

ご参加方法
お電話、スマートフォンから下記QRコード
読み取りアクセスしてご参加ください

読み取って
アクセス！

1LDK+S+SC
建物 21.31 坪
(土地 120.98 坪)

最高等級取得 耐震等級3
★★★★★
BELS
ZEH 住宅 (ゼロエネルギー住宅)
太陽光パネル 3.62kw

質の高い住宅の取得を応援
【フラット35】金利 A プラ対象
当初 10 年間
【フラット 35】の借入金利から
年 ▲0.25 %

<企画・設計・施工会社>

needs 株式会社 **ニーズ** 浪江支店

〒979-1518
双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 4 番地 1
(浪江町役場北となり・道の駅なみえ 114 号線向かい)

TEL. 0240-35-5833
FAX. 0240-35-5834 / HP. needs1997.co.jp

スマホから HP
アクセス

ZEH
builder
ZEH-0000000000-0000

【宅地建物取引業免許】国土交通大臣 (3) 第 8200 号【建設業許可】国土交通大臣 (特-3) 第 24397 号【一般建築士事務所】福島県知事第 11 (301) 2150 号 (公社) 全国宅地建物取引業保証協会 (公社) 福島県・宮城県宅地建物取引業協会 (公社) 東日本不動産流通機構・住宅保証機構株式会社・株式会社日本住宅保証検査機構 (専断 JIC) 加盟

⑤各不動産会社よりの今後の取組みについて



浪江町 牛渡字大添新築戸建

うれしいオール電化、各室 LED 照明付き

地震に強いモノコック構造。安心して住めるゼロエネルギーの家。

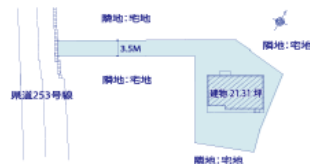


間取り それぞれの部屋の動線を短くし、生活動線を重視した間取り。

1LDK+S+SC (建物 21.31 坪)



敷地図 土地 120.98 坪



設備・仕様



【LIXIL】システムキッチン アレスシリーズ



【Panasonic】2口IH 水なし両面グリル仕様



【LIXIL】システムバスルーム アライズタイプ



【LIXIL】洗面化粧台 ピアラ 深型ボウルの洗面スペース



【LIXIL】サティスSタイプ 広々 1.5 帖のトイレ



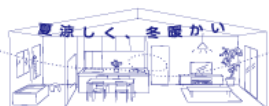
エコキュート 460L



■物件概要

- 所在地: 福島県双葉郡浪江町大字牛渡字大添地内 ●交通: JR常磐線「浪江」駅より徒歩約 11 分 ●所有権: 約 120.98 坪 (399.94 m²) ●私道負担: なし ●セットバック: なし ●地目: 宅地 ●地勢: 平坦 ●接面種別: 公道 ●位置指定: なし
- 接道方位: 南東 ●道路幅員: 約 7m ●舗装: 有 ●物件種別: 新築戸建 ●構造: 木造平屋建 ●建築年月日: 2022 年 4 月完成予定 ●床面積: 約 21.31 坪 (70.45 m²) ●間取り: 1 LDK+S+SC ●都市計画: 非線引き ●建蔽率: 60% ●容積率: 200% ●用途地域: 第一種住居地域 ●その他法令上の制限: 景観法 (福島県) 建築基準法第 22 条区域 ●ガス無 / オール電化 ●公営上下水道 ●給湯電気 ●駐車場: 有 ●BELS (建築物エネルギー性能表示制度) ★★★★★ / BEI の値 (削減率) 0.47 (53%削減) ●省令準耐火構造 ●耐震等級 3 ●ZEH 住宅 (ゼロエネルギー住宅) ●太陽光パネル: 3.62kw ●フラット 355 金利 A プラン対象

※建築確認番号: 第 R05HC100676 号、令和 4 年 1 月 18 日取得。※本チラシ作成時点では、土地の合界・分界登記前である為、敷地範囲に差異が生じる場合があります。※「浪江町3区画(ハードマップ) (特定最大限縮の範囲)」では、浪水堤内区域に位置しております。



省令準耐火構造 住宅金融支援機構が定める防火性能の基準に適合する住宅の構造のことで、外壁からの延焼防止や各室防火、居室への延焼防止などの防火性能を持ち、建物の被害を最小限に抑えることができます。



ZEH 住まいの断熱性能や省エネルギー性能を向上させ、さらに太陽光発電などで生活に必要なエネルギーをつくり出すことにより、年間の一次消費エネルギー量 (空調・換気・給湯・照明) を概ねゼロ以下にできる住宅のことをいいます。*Net Zero Energy House (NZE)



BELS 国のお墨付きが与えられる省エネ性能表示制度であり建物の省エネ性能、資産価値を示す1つの指標となります。BELSは、一次エネルギー消費量の基準値から削減率や基準への適合割合、性能に示した5段階の★マークで表示されます。*BELS Building Energy Label System

<企画・設計・施工会社>



needs 株式会社 ニーズ

浪江支店

TEL. 0240-35-5833

【宅地建物取引業免許】国土交通大臣 (3) 第 8200 号 (建設業許可) 国土交通大臣 (第 3) 第 24397 号 (一般建築士事務所) 福島県知事第 11 (301) 2150 号 (22年) 全国宅地建物取引業協会 (52年) 福島県、宮城県宅地建物取引業協会 (22年) 東日本不動産流通機構、住宅保証機構株式会社、株式会社日本住宅保証信用機構 (昭和 30) 加盟

⑤各不動産会社よりの今後の取組みについて



東双不動産管理(株)不動産運営Gの今後の取り組み

・弊社は、おおくままちづくり公社「不動産利活用支援事業」を通して、皆様の土地、建物の調査、空き地空き家バンク登録のお手伝い及び、不動産利活用のご相談を承ります。

また、ご希望により弊社ホームページ又は、不動産検索サイト「at home アットホーム」へ情報を掲載し、県外利用者にも幅広くご紹介いたします。

土地、建物、貸家などのご相談などございましたらお気軽にご連絡ください。

東双不動産管理(株)HP

壳 地

価格: **6,847万円**

海沿 土地



外洋側

価格 6,847万円



内洋側




概要

所在地	千葉県 千葉市 中央区
地番	1-1-1
面積	1,000㎡
用途	商業利用可能
交通	徒歩10分
その他	詳細は別途資料を参照してください。

お問い合わせ

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 株式会社 〇〇〇〇

TEL: 03-XXXX-XXXX FAX: 03-XXXX-XXXX

HP: [http://www.oooo.co.jp](#)

価格：2,000万円

売却 **土地**

約 100坪



約 100坪

価格 2,000万円



約 100坪

所在地

都道府県	埼玉県
市町村	熊谷市
地区	東熊谷
地番	1-1-1
用途	住宅地
面積	約 100坪
価格	2,000万円
交通	東武東上線 熊谷駅 徒歩10分
周辺	商業施設、公園、学校

※ 本物件は、東武東上線 熊谷駅 徒歩10分、商業施設、公園、学校、等に近接しています。

※ 本物件は、東武東上線 熊谷駅 徒歩10分、商業施設、公園、学校、等に近接しています。

東武不動産管理株式会社

〒350-0001 埼玉県熊谷市東熊谷1-1-1
TEL 048-822-1111 FAX 048-822-1112
E-MAIL info@hokuto-realty.co.jp
営業時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00 日 10:00～16:00

価格：**430万円**

热卖

土地

價格 430万円

外観



道路



案内図



位置図



物件概要	
所在地	東京都中央区
用途	商業・事務所・店舗
面積	約100㎡
建物	約50㎡
築年	約10年
価格	430万円
備考	1. 商業・事務所・店舗 2. 約100㎡

お問い合わせ

TEL: 03-XXXX-XXXX FAX: 03-XXXX-XXXX

〒100-0001 東京都中央区

価格: **580万円**

[illegible]

価格: **1,111万円**

[illegible]

価格：1,500万円

売地

土地

価格 1,500万円

概要

所在地	東京都中央区
用途	商業利用可能
面積	約100㎡
築年	新築
交通	有楽町線 有明駅 徒歩5分
その他	近所環境良好

外観



内観



周辺地図



物件写真



※この物件は、東武有明駅より徒歩5分、有明駅西口より徒歩10分の場所に位置しています。



東武不動産株式会社

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL: 03-1234-5678 FAX: 03-1234-5679

項目	内容
所在地	東京都中央区
用途	商業利用可能
面積	約100㎡
築年	新築
交通	有楽町線 有明駅 徒歩5分
その他	近所環境良好

大野駅

ガレージ付戸建！
庭に広々物置付！

チェックポイント！
プロパンガス、上水道、下水道、ウッドデッキ、駐車場3台分

大熊 1
間取り 5LDK 建物面積 160.10㎡ 築年月 2009年03月

[illegible]

壳戸建住宅

大野

5LDK

住所	福島県双葉郡大熊町					
交通	ＪＲ常磐線 大野 徒歩１分					
土地面積 ㎡	公簿 461.87㎡			品質価格		
建物 構造・種類	木造 2階建					
延床	160.10㎡					
取付内訳	和 6 洋 6・6・8 LDK 19.3					
土留状況	所有権		地 主			
設計事務所			用途指定			
建築士会			完成年度			
建築年	2009年03月		新築		新 築	
間 隔	空		引渡先		即時	
備 考						
特 徴	① 売出 ② 売却 ③ 貸出 ④ フランチャイズ上水道、下水道、水道デッキ駐車場 3台分 ⑤ 任意（付帯施設についてはお断り本願書、物件説明書及び、権利 関係図等に）にて書き置かれることとなります。⑥ 大熊町のフ ランチャイズ認定事業に賛同される必要はありません。⑦ フランチャイズ 利用可能です。					
備 考						

この図面は物件情報の一部を抜粋して掲載しております。(現況優先)
入居日・引渡日変更や付帯条件、別途料金等が発生する場合がありますのでご確認ください。

at home

infosheet 物件番号 69766806078

福島県知事免許(2)第3128号 〒979-0403 福島県双葉郡広野町大字下浅見川字広長4-3 広野みらいオフィス6階

東双不動産管理株式会社 不動産運営グループ

TEL: 0240-25-8898 FAX: 0240-25-8350 定休日:土曜日・日曜日・祝日 年末年始、GW

■取引態様：媒介



ご清聴ありがとうございました。